

統 審 議 第 1 号

平成15年3月14日

総 務 大 臣
片 山 虎 之 助 殿

統計審議会会長
竹 内 啓

諮問第288号の答申

平成15年に実施される2003年漁業センサス（仮称）の計画について

農林水産省は、平成15年に実施を予定している2003年漁業センサス（仮称）（指定統計第67号を作成するための調査）について、水産基本法（平成13年法律第89号）に基づき策定された水産基本計画（平成14年3月26日閣議決定）に沿って、新たな水産施策に必要な基礎資料を整備するため、調査体系の再編成並びに冷凍・冷蔵工場及び水産加工場に係る調査の調査対象地域を沿海市町村内から全国へ拡大する等調査範囲の見直しを行うこととしているほか、漁村の有する多面的機能についての実態を把握するための調査事項の追加等の変更を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、諮問第254号の答申「平成10年に実施される第10次漁業センサスの計画について」における指摘事項等を踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 漁業センサスの役割と水産関係統計の体系的整備

農林水産省は、漁業センサス（以下「本センサス」という。）が、漁業に係る産業統計としての性格を持つものであり、水産関係統計調査の基礎となる統計調査として他の水産関係統計調査の母集団情報を整備する役割を担うものであるとの位置付けの下に、以下の指摘を含め、水産関係統計のより一層の体系的整備に取り組む必要がある。

2 本センサスと海面漁業生産統計調査との関係

海面漁業生産統計調査（指定統計第54号を作成するための調査）は、漁業の生産量等を把握する調査として、本センサスで整備した漁業経営体の母集団名簿に基づき実施されている。同調査においては、年間海上作業従事日数30日未満の個人漁業経営体についても調査しているが、これらの経営体は、漁業における影響が小さいため、本センサスでは調査対象としていないものである。

これについては、今後の海面漁業生産統計調査結果を踏まえつつ、本センサスを中心とした水産関係統計の体系的整備及び調査の簡素・効率化の観点から、重要な魚種であって、出漁日数が制限されている特定の魚種等に係るものを除き、年間海上作業従事日数が30日未満の個人漁業経営体を海面漁業生産統計調査の調査対象から除外する方向で検討することが適当である。

また、今回の計画においては、漁業種類分類を海面漁業生産統計調査と共通のものとするにより、同調査の生産量に係るデータの活用が可能となることから、漁業経営体調査票の営んだ漁業種類並びに販売金額1位及び2位の漁業種類に係る調査項目を削除することとしている。

これについては、調査の簡素・効率化、報告者負担の軽減の観点から、適当と認められる。

3 本センサスの調査体系及び調査範囲

(1) 調査体系の再編成

調査体系については、漁業地区調査の下に組み入れられていた漁業地域に係る調査と流通加工に係る調査を分離することにより、従来の海面漁業基本調査（3票）、内水面漁業調査（2票）及び漁業地区調査（5票）という調査体系から、海面漁業調査（5票）、内水面漁業調査（2票）及び流通加工調査（4票）という調査体系に再編成することとしている。

これについては、水産基本法に基づき策定された水産基本計画に沿って、漁村の多面的機能の充実や流通加工業の振興といった施策の重点化に併せて調査体系の再編成を図るものであることから、おおむね適当と認められるが、以下の点に留意する必要がある。

(2) 冷凍・冷蔵工場及び水産加工場に係る調査

新設される流通加工調査の下で実施される冷凍・冷蔵工場及び水産加工場に係る調査においては、従来は沿海市町村に所在する冷凍・冷蔵工場及び水産加工場のみを調査範囲としていたが、水産物の生産・流通、加工の実態を全国的に把握するため、今回、非沿海市町村にも調査範囲を拡大することとしている。

このことにより、本センサスで全国の冷凍・冷蔵工場及び水産加工場の母集団名簿が整備されることから、冷凍工場及び水産加工場を含む製造業を主とする事業所

について調査が行われている工業統計調査(指定統計第10号を作成するための調査)との間で調査対象工場の照合を行うことが今回初めて可能となる。

このため、報告者負担の軽減を図る観点から、今回の調査結果を踏まえ、工業統計調査における工場のとらえ方との相違や調査対象の重複状況を検証した上で、次回調査において、工業統計調査、更には事業所・企業統計調査の事業所名簿及び調査結果の活用について検討する必要がある。

また、冷凍工場に係る調査については、調査事項が工業統計調査の調査結果からどの程度推計が可能かについて検討を行い、次回調査に向けて、工業統計調査の母集団名簿を活用した別途の標本調査とすることについて検討する必要がある。

なお、水産加工場に係る調査についても、今回の本センサスにおいて全国的な母集団名簿の整備が図られることから、従来しつ皆調査で実施している統計報告の徴集である水産物流通調査(陸上加工調査票)と本センサスとの関係について整理する必要がある。

(3) 漁業地域に係る調査

ア 漁業地域に係る調査については、漁村の多面的機能や生活環境の実態をより詳細に把握するため、従来、漁業地区調査の下で実施していた漁業地区概況調査票を海面漁業調査の下に組み替え、調査事項の拡充を図った上で海面漁業地域調査票に変更し、内水面漁業調査についても、ほぼ同様の内容で内水面漁業地域調査票を新設することとしている。

その際、海面漁業地域調査票においては、漁業者の居住範囲の内陸部への拡大等に対応するため、今回、漁業地区及び漁業集落の定義と設定基準を見直して、内陸部の漁業者居住地域を含めて把握することとしている。

これについては、漁業者の居住範囲の内陸部への拡大等の実態を初めて把握するものであることから、今回調査の実施はやむを得ないものと考えられる。

しかしながら、漁業地区及び漁業集落の調査については、漁業の生産条件をとらえる本センサスの目的にかんがみ、漁港を中心とした漁業生産に直接関係する地域に限定して把握することが適当であると考えられる。

したがって、今回の調査結果により漁業地区・漁業集落の実態・課題等を明らかにした上で、水産庁が設定している漁港背後集落との関係も踏まえ、次回調査において、漁業地区及び漁業集落の定義と設定基準を見直す必要がある。

イ 本センサスでは、従来、海面漁業地域に係る調査において、漁場環境、遊漁、祭り・イベント、親水性レクリエーション等に関する事項を調査していたが、今回、これに漁業体験等の調査事項を追加し、また、新設した内水面漁業地域調査票においても、これらの調査事項を把握することとしている。

これらについては、水産基本計画で求められる基礎データを整備する観点から、今回は調査の実施が必要であるとしても、本センサスの目的からみて調査内容は生産条件に関連するものに限定することが適当であると考えられる。

したがって、漁村地域社会のコミュニティ活動や集落機能等の把握については、今回の調査結果を踏まえ、次回調査において、別途の標本調査として統計報告の徴集を行うことを検討する必要がある。

(4) 漁業従事者世帯に係る調査

漁業従事者世帯調査票においては、満15歳以上の世帯員全員の就業状況等を把握することとしているが、本センサスの産業統計としての性格にかんがみ、次回調査に向けて、漁業生産に直接従事する者の実態を把握する調査とする方向で見直す必要がある。

4 調査事項

(1) 外国人就労の実態

漁業経営体調査票及び会社、官公庁・学校・試験場調査票においては、漁船の乗組員に係る調査事項に「外国人」の区分を追加することとしている。

これについては、第10次漁業センサスに係る統計審議会答申における指摘事項を踏まえ、漁船の乗組員に係る外国人就労の実態を把握するものであることから、適当と認められる。

(2) 女性の就業状況

漁業経営体調査票、水産物流通機関調査票（水産物卸売業者用及び水産物買受人用）及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票においては、「従業者数」等を男女別に区分することとしている。

これについては、水産基本計画において、女性の水産業における役割を適正に評価するとされたことを踏まえ、女性の就業状況を把握しようとするものであり、適当と認められる。

(3) 漁船登録データの活用

漁業経営体調査票及び内水面漁業経営体調査票においては、漁船の仕様等を調査事項としているが、当該調査事項には、漁船法（昭和25年法律第178号）に基づき都道府県が保有している漁船登録データにおいて把握されている事項が含まれている。

このため、各都道府県における電子化の進捗状況等を踏まえつつ、次回調査に向けて、漁船登録データを、母集団名簿の整備と調査票へのプレプリントのためのデータとして活用することを検討する必要がある。

(4) 従業者の雇用区分の定義

会社、官公庁・学校・試験場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票においては、従業者の雇用形態に関する調査事項について、従業者を「常雇」と「臨時雇・日雇」に区分して把握することとしているが、その定義が事業所・企業統計調査、工業統計調査等の事業所を対象とする統計調査と異なっている。

これについては、本センサスの産業統計としての性格にかんがみ、事業所・企業

統計調査等で使われている「常用雇用者」、「臨時雇用者」の定義と整合を図ることについて、今後検討する必要がある。

5 調査方法

調査方法については、従来の漁業経営体調査票で調査していた官公庁・学校・試験場を会社経営体と併せて、会社、官公庁・学校・試験場調査票とした上で、他計申告方式から自計申告方式に変更することとしている。また、水産物流通機関調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票について他計申告方式から自計申告方式に変更することとしている。

これらについては、調査の簡素・効率化の観点から、適当と認められる。

6 調査系統

調査系統については、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年 4月27日閣議決定）において、「農林業センサスなど国が自ら実査を行っている統計調査につき地方公共団体の協力を得て地方レベルでの一元的な実施を推進すること」が求められている。しかしながら、都道府県の中には、農林水産省の地方統計情報組織系統で実施されることとなっている調査（11票のうち8票）について、「地方公共団体系統の調査に移行することは、調査内容が多岐にわたり、専門性もあること等の理由から困難」とする意見があることを踏まえると、今回の本センサスにおいては、これらを農林水産省の地方統計情報組織系統で実施することはやむを得ないと考えられる。

7 集計・公表

海面漁業地域調査票及び内水面漁業地域調査票においては、漁業地区内の人口、世帯数等について、今回、国勢調査の結果等とのデータ・リンケージを行った上で集計することとしている。

これについては、調査の簡素・効率化の観点から、適当と認められる。

また、今回調査の集計結果については、統計利用の向上に資する観点から、前回の調査結果との間でパネルデータを作成し、それに基づく集計結果を公表することが望ましい。

8 調査名称

調査名称については、従来の調査実施回数に代えて調査実施年を冠して表示するものであり、適当と認められる。

なお、統計利用者の利便性に配慮し、過去の本センサスとの関係を分かりやすくするため、結果報告書等では「第11次」などの調査実施回数を併記することが望ましい。